



黒石市告示第 126 号

(仮称) 黒石市立子ども美術館設計業務委託に係る公募型プロポーザルを執行するので、次のとおり公告する。

令和 6 年 6 月 14 日

黒石市長 高樋 憲



第1 業務概要

- 1 業務名 (仮称) 黒石市立子ども美術館設計業務委託
- 2 契約期間 契約締結日の翌日から令和7年3月14日まで
- 3 業務内容 (仮称) 黒石市立子ども美術館基本設計・実施設計
  - ア 旧黒石小学校既存校舎の改修設計
  - イ 旧黒石小学校体育館及び渡廊下の解体設計
  - ウ 設計に管理運営方針を反映することを目的とした市美術施設検討委員会への参加
- 4 予算額 32,116,700円(税込)
- 5 選定方法 一定の条件を満たす者から、技術提案書により業務の履行に最も適した者を選定する。

第2 参加及び業務の実施に係る条件

- 1 本プロポーザルの参加者は、次に掲げる条件を満たしていること。
  - (1) 単体企業の場合
    - ア 参加表明書提出時点において、建築士法第23条第1項による「建築士事務所」の登録を受けていること。
    - イ 地方自治法施行令167条の4の規定に該当しないこと。
    - ウ 税金の未納がないこと。
    - エ 本プロポーザルの実施に係る告示の日から契約締結の日までの期間において、黒石市建設業者指名停止要領第3条から第5条までの規定による指名停止を受けていないこと。
    - オ 同期間において、黒石市建設工事等暴力団排除措置要綱第2条第5号に規定する暴力団関係者でないこと。
    - カ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる

ものとして、黒石市発注の建設コンサルタント業務等から排除要請があり、当該状態が継続していないこと。

キ 選考委員が所属する機関又はその機関と資本面又は人事面において関係がないこと。

ク 他の参加者の協力事務所及び共同企業体の構成員となっていないこと。

ケ 黒石市一般競争（指名競争）入札参加資格者名簿に登録されていること。  
ただし、登録されていない場合は、参加表明書の提出時に参加資格審査申請書を併せて提出すること。

※参加資格審査申請書の様式及び申請要項、記載例等については当市ホームページ

（ホーム＞市政情報＞入札情報＞一般競争（指名競争）参加資格審査申請の受付）参照。

## （２）共同企業体の場合

ア 構成員は、（１）イからケまでに掲げる条件を全て満たしていること。

イ 構成員は、建築士法第23条第１項による「建築士事務所」の登録を受けていること。

ただし、第11評価テーマⅢを提案する構成員は除く。

ウ 共同企業体の構成員は３者までとする。

エ 代表者の出資比率が最大で、かつ、その他の構成員の出資比率が次のとおりであること。

（ア）構成員が２者の場合 ３０％以上

（イ）構成員が３者の場合 ２０％以上

オ 共同企業体の協定書が、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（最終改正平成26年7月11日）によるものであること。

２ 管理技術者は、平成27年４月１日以降に、次に掲げるいずれかの業務の実績があること。

| 同・類  | 業務内容                                                                                                                                       |
|------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 同種業務 | 令和6年１月9日国土交通省告示第8号別添二第12号に分類される<br>建築物の設計                                                                                                  |
| 類似業務 | 令和6年１月9日国土交通省告示第8号別添二第7号（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）又は令和6年１月9日国土交通省告示第8号別添二第12号（公民館、集会所、コミュニティセンター等及び映画館、劇場、美術館、博物館、図書館、研修所、警察署、消防署等）の建築物の設計（改修を含む） |

３ 本業務委託の実施に必要な資格等については、特記仕様書のとおりとする。

- 4 再委託する場合は、当該協力事務所が第4の1（1）イからクまでの条件を満たしていること。
- 5 分担業務分野は次のとおりとする。

| 分担業務分野 | 業務内容                                         |
|--------|----------------------------------------------|
| 総 合    | 令和6年1月9日国土交通省告示第8号別添一において示される「設計の種類」における「総合」 |
| 構 造    | 同上「構造」                                       |
| 電 気    | 同上「設備」のうち、「電気設備」に係るもの                        |
| 機 械    | 同上「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの    |

### 第3 資料の配布

本プロポーザルに係る資料は、市ホームページに掲載する。

○ページタイトル：(仮称) 黒石市立子ども美術館設計業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

### 第4 プロポーザルに係る手続き等

#### 1 担当課

- (1) 部 署 名：黒石市教育委員会文化スポーツ課文化財係
- (2) 所 在 地：〒036-0306 青森県黒石市大字内町24-1
- (3) 電 話 番 号：0172-52-2111（内線623）
- (4) F A X 番 号：0172-52-3777（代表）
- (5) メールアドレス：kuro-bunkazai@city.kuroishi.aomori.jp

#### 2 質問について

- (1) 受 付 期 間：本プロポーザルの告示の日から令和6年6月25日（火）必着
- (2) 提 出 部 数：1部
- (3) 回 答 方 法：
  - ア 参加表明に係る回答：令和6年7月2日（火）午前11時に市ホームページへ掲載
  - イ 技術提案に係る回答：技術提案書の提出要請時に対象者へメールにより回答

3 参加表明書について

(1) 提出期限：令和6年7月5日（金）午後5時必着

(2) 提出部数：1部

4 技術提案書について

(1) 提出期限：令和6年8月28日（水）午後5時必着

(2) 提出部数：1部

第5 審査について

選考委員名簿

| No. | 役職 | しめい<br>氏名             | 所属                 |
|-----|----|-----------------------|--------------------|
| 1   | 委員 | きたはら けいじ<br>北原 啓司     | 弘前大学教育学部 特任教授      |
| 2   | 委員 | たちき しょういちろう<br>立木 祥一郎 | 合同会社tecoLLC. 代表    |
| 3   | 委員 | こすぎ ありよし<br>小杉 在良     | 弘前れんが倉庫美術館副館長兼運営統括 |
| 4   | 委員 | おきの ひさこ<br>沖野 比佐子     | 黒石文化協会 会長          |
| 5   | 委員 | おさない とおる<br>小山内 徹     | 黒石市立六郷小学校 校長       |
| 6   | 委員 | なるみ じゅんぞう<br>鳴海 淳造    | 黒石市総務部 部長          |
| 7   | 委員 | ひぐち ひでひと<br>樋口 秀仁     | 黒石市教育委員会 部長        |

(2) 審査方法

ア 一次審査

(1) 日 時：令和6年9月2日（月）

(2) 選 定 方 法：選考委員会において、提出された技術提案書を審査し、  
最大5者程度選定する。

イ 二次審査

(1) 日 時：令和6年9月7日（土）

(2) 特 定 方 法：一次審査で選定された者が、選考委員会においてプレゼンテーション及びヒアリングを行い、選考委員の協議及び投票により最優秀者及び優秀者を特定する。この場合、最優秀者が契約相手候補者となる。